

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第11号

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
1～8 （略）	1～8 （略）
9 健康診断料	9 健康診断料
(1)・(2) （略）	(1)・(2) （略）
(3) 特殊健康診断料	(3) 特殊健康診断料
ア 妊婦検診料及び産後検診料 1人につき <u>5,000円</u>	ア 妊婦検診料及び産後検診料 1人につき <u>5,500円</u>
イ （略）	イ （略）
ウ 先天性代謝異常検査料 1人につき <u>3,500円</u>	ウ 先天性代謝異常検査料 1人につき <u>3,850円</u>
エ 希少性疾患スクリーニング検査料 1人につき <u>9,000円</u>	エ 希少性疾患スクリーニング検査料 1人につき <u>9,900円</u>
オ （略）	オ （略）
(4) 短期人間ドック料	(4) 短期人間ドック料
ア 通院1日コース 1人につき 44,000円 ただし、通院1日コースにおける検査、診断等に併せてHCV抗体検査を行った場合は <u>1,160円</u> を、脳オプション検査を行った場合は41,800円を、がんオプション検査を行った場合は17,600円を、その他医学的知見に基づき、必要な検査、診断等を行った場合は当該検査、診断等について点数表により算定した額に1.1を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)を加算する。	ア 通院1日コース 1人につき 44,000円 ただし、通院1日コースにおける検査、診断等に併せてHCV抗体検査を行った場合は <u>1,190円</u> を、脳オプション検査を行った場合は41,800円を、がんオプション検査を行った場合は17,600円を、その他医学的知見に基づき、必要な検査、診断等を行った場合は当該検査、診断等について点数表により算定した額に1.1を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)を加算する。
イ （略）	イ （略）
10 予防接種料 1件につき <u>240円</u> に、使用薬剤の購入価格に1.1を乗じて得た額を加えた額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) ただし、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種の場合は、病院長は2割（新	10 予防接種料 1件につき <u>220円</u> に、使用薬剤の購入価格に1.1を乗じて得た額を加えた額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) ただし、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種の場合は、病院長は2割（新

潟県の広域的個別予防接種として別に定める料金が2割を超える場合は、当該料金を限度として料金を増減することができる。

11～16 (略)

17 体外受精料

- (1) 採卵 1件につき 67,490円
- (2) 採卵及び培養 1件につき 98,530円
- (3) 採卵から胚移植まで 1件につき 122,640円

18～22 (略)

23 歯科料金

- (1) (略)
- (2) 欠損補綴
 - ア (略)
 - イ 暫間義歯及び新製作義歯（人工歯を含む。）
 - (ア) 少数歯（1歯から8歯まで） 10,130円
 - (イ) 多数歯（9歯から14歯まで） 19,260円
 - (ウ) 総義歯 30,660円
 - (エ）・（オ） (略)
 - ウ～ス (略)
 - セ 義歯の修理及び増歯
 - (ア) 少数歯（1歯から8歯まで） 5,050円
 - (イ) 多数歯（9歯から14歯まで） 7,140円
 - (ウ) 総義歯 8,800円
 - (エ） (略)
 - ソ・タ (略)
- (3) 矯正
 - ア～コ (略)
 - サ 萌出困難歯の開窓術
 - (ア) (略)
 - (イ) 骨削を要しない場合 6,930円
 - シ (略)
- (4)～(16) (略)
- (17) インプラント料金
 - ア～ム (略)
 - メ メンテナンス料 1回につき 6,390円
 - モ～ラ (略)

潟県の広域的個別予防接種として別に定める料金が2割を超える場合は、当該料金を限度として料金を増減することができる。

11～16 (略)

17 体外受精料

- (1) 採卵 1件につき 67,470円
- (2) 採卵及び培養 1件につき 99,370円
- (3) 採卵から胚移植まで 1件につき 123,480円

18～22 (略)

23 歯科料金

- (1) (略)
- (2) 欠損補綴
 - ア (略)
 - イ 暫間義歯及び新製作義歯（人工歯を含む。）
 - (ア) 少数歯（1歯から8歯まで） 10,040円
 - (イ) 多数歯（9歯から14歯まで） 19,140円
 - (ウ) 総義歯 30,530円
 - (エ）・（オ） (略)
 - ウ～ス (略)
 - セ 義歯の修理及び増歯
 - (ア) 少数歯（1歯から8歯まで） 4,960円
 - (イ) 多数歯（9歯から14歯まで） 7,050円
 - (ウ) 総義歯 8,710円
 - (エ） (略)
 - ソ・タ (略)
- (3) 矯正
 - ア～コ (略)
 - サ 萌出困難歯の開窓術
 - (ア) (略)
 - (イ) 骨削を要しない場合 6,160円
 - シ (略)
- (4)～(16) (略)
- (17) インプラント料金
 - ア～ム (略)
 - メ メンテナンス料 1回につき 6,470円
 - モ～ラ (略)

- (18) 麻酔
 ア 静脈内鎮静法
 (ア) 実施時間が2時間までの場合 11,620円
 (イ) 実施時間が2時間を超える場合 11,620円に2時間を超える30分までごとに5,780円を加算した額
 イ・ウ (略)
- (19)・(20) (略)
- (21) 歯牙移植関連
 ア (略)
 イ 歯牙移植手術根治(初回及び最終)
 (ア)～(ウ) (略)
 ウ 歯牙移植手術後の根治(2回目以降(最終を除く。)) 1回につき 3,060円
- (22) (略)
- 24 (略)
- 25 丸山ワクチン注射料 1回につき 240円
- 26～38 (略)
- 39 ペプシノゲン検査料 4,630円
- 40 (略)

備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、同表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
9の項第3号	3,300円	3,000円
	(略)	
(略)		

- (18) 麻酔
 ア 静脈内鎮静法
 (ア) 実施時間が2時間までの場合 11,560円
 (イ) 実施時間が2時間を超える場合 11,560円に2時間を超える30分までごとに5,780円を加算した額
 イ・ウ (略)
- (19)・(20) (略)
- (21) 歯牙移植関連
 ア (略)
 イ 歯牙移植手術根治(初回)
 (ア)～(ウ) (略)
 ウ 歯牙移植手術後の根治(2回目以降) 1回につき 3,060円
- (22) (略)
- 24 (略)
- 25 丸山ワクチン注射料 1回につき 220円
- 26～38 (略)
- 39 ペプシノゲン検査料 4,610円
- 40 (略)

備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、同表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
9の項第3号	5,500円	5,000円
	3,300円	3,000円
	3,850円	3,500円
	9,900円	9,000円
	(略)	
(略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後における使用に係る料金について適用し、同日前における

使用に係る料金については、なお従前の例による。